

平成20年8月26日

【中川委員長】 おはようございます。ただいまから開催させていただきます。事務局より説明よろしくお願いたします。

## 1. 市民自治に関する市民の役割について（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 これに関する御意見を順次賜りたいと思いますが、ここでちょっと確認したいんですが、ごめんなさい、議論、ちょっと間が飛んだんで、市民自治活動とここで言っているのは、NPOとかの活動と自治会活動、両方を含んでいるわけですね。

【事務局】 そうです。

【中川委員長】 だから、アソシエーション型、コミュニティ型、両方入ってますよね。それだけちょっと押さえさせていただきます。

では、順次御意見賜ります。

はい、どうぞ。

【福田委員】 これは字句の問題ですけども、基本構想の中で、「市民自治活動を行う団体等を」と。「に」じゃなくて「を」じゃないでしょうか。「を」、支援するよう努力すると。「に」でよろしいんですか。

【中川委員長】 「を」か「に」かやね。

【福田委員】 一番上のところ、1行目のところね。市民が市民自治活動の重要性を認識し、その段のところで、団体等に支援するよう努力すべきことを規定すると書いてますが、これは団体等を支援するようにと。その下では市民は市民自治活動を行う団体等をと、ここでは「を」になっていますけれども。

【中川委員長】 もう「を」でええん違います？ 「に」やったら支援活動を行うようとか、何かが入るわけですね。どっかの市のやつをそのまま使ったんかな。

【事務局】 伊賀市に。

【中川委員長】 伊賀市や。伊賀市は、「住民自治活動を行う団体等を」になっているよ。その上に、住民自治活動に参加するようだから、「に」やったら参加でしょう。だから「を」でいいん違います？

大した問題ではないけども、やっぱり基本構想やからどっちかはっきりしましょう。

じゃ、ほか。

はい、どうぞ。上埜さん。

【上埜委員】 理解というか、解釈ということで。市民活動の、参加するということですが、今、現状において行政と個人との日々のやりとりがあるわけです。そういったものは今後どのようになっていくんかないの、例えば、市長に処理するのを言うたり、あるいは提案箱に入れたり、そういう活動があるわけです。今後、こういう地区の市民活動に参加するということになると、そういうこともどういうぐあいに理解するのかなど。

【中川委員長】 それは意見表明の多様性ということが保障されるわけやから、どこを通して言おうとそれは勝手だと思います。別に住民自治協議会みたいなのができたから、そこを通さんとあかんでという話にはならないと思います。

【上埜委員】 これは今までどおり。

【中川委員長】 今までどおりやと思います。ただ、後ほど出てくる3番目の市民自治協議会というのが公的に結成された場合は、ここからまとまって出てきた意見は総合計画にも反映される優先順位はそれで高まるし、実現度は高くなるというふうに理解したほうがいいでしょうね。

【上埜委員】 ということは、こういう意見が出た場合、直接、市長に行く、行政のほうへ意見を言うた場合と、こういう市民自治活動の中で2つ意見があるようなんですね。

【中川委員長】 例えば、防犯灯とか街路灯について、当該地区においてきっちりならなあかん、うまいこといかんと、これ、行政何とかしてくれやという意見が出てくるときに、個人として出てくるケースと、それから自治会として出てくるケース、市民自治協議会から上がってくるケースとあると思うんですね。そういうふうにみんなが同じことを言っていると言った場合は、これはあんまり問題ないんですけども、みんなが同じことを言っている場合の優先順位が、いわゆる市民自治協議会の言っているのは団体意思としてはかたいわけだから、大きいわけだから最優先順位だ。その次、個別自治会がその2番目に来るやろうと。個人が一応3番目。これは当然、行政判断としてそうなりますよね。

問題は、団体が言うてることと個人が言うてることが相反しているということがありますやんか。特に地域開発なんかにかかわっていると、団体の意思としては反対や言うても、これは個人としては賛成というのがばかばか出てくると思います。これは政治判断になりますよね。それは、意思表明権をどう理解するかだけのことであって、言うことは自由です

から。反対意思を表すことも自由です。政治判断をどう加えるかです。政治機関。首長とか議会というより、政治機関はそれを受けとめてどう判断するかです。世の中、そういうことはよくあると思いますね。自治会の意思として言うてるけども、個人としてはかなり反対意見がいっぱい出ているとかということもあるし、反対のこともありますね。

ほか、何か。

はい、どうぞ。

【津田委員】 市民自治活動の、さっき、語句の確認があったんですけど、コミュニティ型とアソシエーション型の団体に加えて、あとの市民自治協議会ですね。この団体が入ってないと、後でその話が急に何でその市民自治協議会が出てくるかという話になると思うんですけど、この辺のニュアンスはどうなのでしょう。

【上埜委員】 それは、協議会と支援協議会、よう似た名前ですけども、今おっしゃっているのは任意にやっておられる団体ですよ。これが、NPOとかそういう1つの形で市民活動推進課とか、そういうふうになるんですけども、その辺はちょっとはっきり線引いておかないと、いろんな任意の団体があるわけです、生駒市に。それが全部NPO法人みたいな形で、例えば市民活動推進課が管理している管理言うたらおかしいけど、登録されているNPOと任意の団体の市民協議会とか、人数はようけおられても、やっぱりこれははっきり理解の上で区別しとく必要があるのと違うかなと思います。

【津田委員】 今、言っている話は、当然、市民活動のところにはいろんな形の活動が入るんですけど、この流れからいくと、市民も要するに、自治に関する市民の義務ですよ。それから、自治体の役割、それから市民自治協議会等というのが入ってくるんですけど、そのときに、市民の役割のところ、この市民自治協議会の部分で、これについても市民の役割として含まれているんやという部分がもしなかったとしたら、突然、市民自治協議会が出てきたことになると思うんですけどね。

【事務局】 それと、前回の段階で、市民自治の定義というのを決めていただいたと思うんですよ。その中で、市民自治とは共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民や地域を取り巻くさまざまな課題に取り組み、市民が主役になったまちづくりを行う活動というところがありますので、その後に市民自治協議会が出てきたとしても、流れとしたら読み込めるん違うかなとは思っています。列記して入れなくてもというところは若干感じるんですけども。その後、2番で市民自治活動の主体はというところに自治会等出てきます。

【中川委員長】 ほか、ご意見ございませんか。

あえて言いますと、1 ページ目の市民自治に関する市民の役割の、各市町条例ごらんになったら分かりますように、北海道のニセコ町から生野町、それから多摩市、それから名張市、篠山市と、いずれも今までの言葉にかえてコミュニティという言葉わざわざ使っているんです。ここで言っているコミュニティというのは、やっぱり地域共同社会という意味でありますから、それが市民自治の一番重点であるという位置付けをしているのですが、そうしますと今回、この生駒市の場合は、NPO がちょっと飛んでまうやないかと。まちづくりというのは、そういう課題別で一生懸命頑張っている市民団体もやっているわけだし、地域別でやっている団体も頑張っているわけだし、両方とも包含せなあかんねという話から、あえてこのコミュニティという言葉を使ってないんですよ、生駒市では。それを市民自治という言葉で包括しているという考え方です。

だから、3 番で出てくる市民自治協議会は、NPO も入らなあきませんよと。当該地域を形成するNPO も入ってくださいよ。当然、自治会、町内会が中心にはなるけれども、それ以外の団体も入ってできていくんですよという、そういう思想です。

まだ御発言いただいてない方から順次いただきましょうか。

こっち、日高さんから順番に。

【日高委員】 今おっしゃっていただいたコミュニティという部分を、それを最初、伊賀市にならって基本構想なり条例案を作ってはるなというふうに、準備をりはったなと思いつつ、今おっしゃっていただいたコミュニティというのはわざとないわけです、伊賀市でも。そのところを、そういう意味を今、中川委員長から教えていただいて、そういうことなんだっていうふうに理解をしました。

今、ついでに申し上げたい。さっき上埜さんがおっしゃった意見で、少し意見を申し上げさせてもらってよろしいですか。

【中川委員長】 はい、どうぞ。

【日高委員】 私もやっぱり個人として、それからもちろん、協議会が形成された後にあっても、やっぱり個人としての意見というのは尊重されるべきやと思うんです。今おっしゃっていただいたように、そのための協議会を作っていく段階で、皆さんが認めてもらって市民が選んでいって協議会を作っていくという形を、今経ているわけですから、やっぱりおっしゃっているように、本来ならば弱者の意見というか、たった1人の意見も尊重しなければならないというふうな思いを持って、個人として市長のほうに提言したり、市

のほうにこうしてほしい、例えば、よくあるでしょう。さっきおっしゃったように、よくあるけれど、電気をつけてほしい、消してほしい。信号つけてほしいと、つけんといしてほしいというのでもそうなので、ほんまに自治会として、また学校も含めた、もちろん協議会としてのお願いとかあるんですけど、それ以前に個人としての願いも尊重されなければならないと思いますが、こういう場合、こういう段階を経ながら協議会を作る、市民自治協議会が形成されていった場合には、やっぱり重点的にそこからを通して持っていくというのが一番に対応されるんだなという思いを、市民は持っていかなければならないし、そういう意味でも、この市民自治協議会の中身に関して、自分たちが、市民1人1人が認識していく必要が、今、上埜さんの意見を聞きながら感じているところでございます。

【中川委員長】　　ここの考え方というのは、NPOであろうと、自治会活動であろうと、何でもいいですよ。とにかく市民自治活動に皆さん、積極的に参加するのが市民としての努めですよ。だから、そういう活動を行っている団体等については、自分ができる限りの支援をしましょうよ。そういう努め規定で、努力義務ですよ。そういうように努めましょうということですよ。だから、あまりこの辺に関して問題はないかも知れませんが、市民自治活動ということの定義についてまた再び触れてきたから。こういう議論をするときに、前にもう決まったことを一遍資料として、上につけ加えておいてくれたら。ブロックだけで議論しとるから、前後の関係分からんってくる。

よろしいですか。

なければならないと書いてあるけど、そこに、前に努めなければやから、結構努力義務規定ですから。努めるものとするでも同じことですから。

それでは、2番目行きましょうか。きょうは3番目とあわせて議論したほうがいいのかも知れない。

## **2. 市民自治に関する自治体の役割 <事務局：検討資料読み上げ>**

【中川委員長】　　これは、行政側がどういうふうなかかわりを持つべきなのかという条項です。ここで言っている市民活動の中には、まだ市民自治協議会にはなっていないわけです。現在、既にある自治会、ボランティア、NPO等の市民活動団体に対する、市の側の責務というか姿勢です。ちょっと、次の条文とはまた違いますからその辺は誤解のないように。現在の状態と申し上げてよろしい。今の状態ということ。

では、順次、御意見いただきましょうか。

今度はちょっと反対側に、いつもと順番を変えてこっちからいきます。こういきましよう。

【三林委員】 説明に対しては異論ないんですか。一番最後のところの、まず、個人による自助、次に地域での互助、共助、そして市が公助すべきことを示しています。これは、ここに入れておくべきものなのですか。市の姿勢を示しているのは、市はあくまでも最後なんだよというのはここに入れておくのですか。個人は頑張りなさいよというのがさっきのやつなんだと思うんですけども。

【中川委員長】 そうやね。分からんことはないねんけど、何かわざわざ自分のことは自分でせいやと。何か、木で鼻をくくったみたいな印象あんねん。こういう意味と違うわな。条例解説案の書き方ですよ。ちょっとペンディング。何かこんなん違うな。どういうことやろ。これ、もっと前の話やね。もしこういう趣旨を入れるとしたらね。基本条例というのは、こういう自助、共助、公助……。前文やわね。

【事務局】 前文のところに入る言葉ですね。

【日高委員】 先生、突然よろしいですか。今は解説案を書いてくれてはって、今、先生らがおかしいと思はって、私らもおかしいと、「ええっ」と思うんですけども、例えば、なぜ伊賀市を選ばれたか。今さっき私が言いかけたのは、なぜコミュニティの部分を外している伊賀市を選ばれてとか、なぜ条例を基本にするとたくさん出している条例案の中から選ばれた、その理由というか、思いというか、気持ちというのかを、まず最初に、今は事務局が読み上げてくれましたが、最後に解説案が解説案になってないような気がするの、私のとり方が悪いのかなと思って。もうちょっと分かりやすうに言うてくれはらへんかったら、さっきも言うように、市民として参加する、市民としての責務、市民としてのと。市民がどんだけ分かるんやろうとか、いつもそこへ戻ってしまうんで、いつも堂々めぐりしててね、市民としてどんだけ理解し、市民としてどんだけ力を出せるのかなと思うところに、結局、こういう場でも言葉として説明をしてもらえたら、文字ではなく言葉として説明もらえたら、何で伊賀市やったんというところが分かったらちょっと納得しやすいのかな。そしたらこの言葉でも、どういう意味でこういう言葉の書き方をしてるのかなというのが分かるのかなというふうに思うんですけどね。

【中川委員長】 どうぞ。

【事務局】 この基本構想を検討していただいている中でも、同じような格好で上げさ

せていただいていると思うんです。その段階で、伊賀市が一番似通っているような格好でしたので、条例案についてもそこを引用させていただいたという格好なんです。

それと、条例案にしても、解説案にしても、その中でもちょっと言葉が分かりにくいところは確かに出てくると思います。他の部会でも若干出てるんですけども、逆に用語の定義というのは1番から4番まであるんですけども、その定義だけじゃなくて用語の解説的なものも、またかみ砕いたような格好で、その条例案とか解説案についてはある程度の言葉を列記しなければならないところがありますけれども、その用語の解説というのにも必要ではないかなとは、私のほうからも部会にも出させていただいて、そういうような意見も出てますし、実際、そういうような用語の解説も必要ではないかなとは思っております。その中で、より市民の方に分かっていたきやすいような格好で、実際に出す段階である程度まとめて、3部会が集まった段階では、そういうものは入れさせていただいて、お示しするほうがいいんじゃないかなとは思っています。

**【福田委員】** 厳密に、これをうたわんなんほど、一般に考えたら、今まで我々の問題から言うていると、このとおりです。まず自分たちがやって、次によくよく公のところへ持っていくときは、もうどうにもならなくなって持っていくような問題が山積しています。それで、今は、いや、それが崩れてきてんねんと。だから、これはあえてここでうたわないと非常に困った問題が起こってきますよということの、やっぱり意味合いも含んでいるんですね。

**【事務局】** 基本的には、これは市民自治基本条例というのが、通常、市民のルールですので、このルールというのは、今、言ったら一般的な物事の流れを踏まえたら、確立されていたら別に何も、自治基本条例も要らないかも分かりません。そういうところで再度そういうものをルールをして、皆さんの御意思というのももう一回ここでルールを決めることによって、言うたらある程度永久的に、当然条例の改正というのは出てきますけれども、ある程度の画一的なルールの中で物事をしていきたいと思います。そのときに、自助、共助というの、みんな分かっているものやねんけども、あえてそういうものを打ち出させていただいて、市民の方々に理解をいただこうやないかと。その中で、自助、共助というものを再度確認していただきながら、まちづくりというものを進めていったらええやないかというふうには思っているんです。

**【福田委員】** こういうことをあくまでやられると、あえてまだお上という感じの印象を受けるのかなと。

【事務局】 いや、そうじゃないんです。

【福田委員】 これもう少し、そしたら書き方として何か工夫がありませんかね。私もそう思って。何かやっぱり私らもそれはあるんですよ、どうしたって。私、次のところでちょっと言いたいことがあるんですが、何かやっぱりそういうもののとこだけ考えて、せっかく市民が前面で出てきてこういうものをやろうとしておられるとこで、こういうものの姿がいろいろ見えるような気がするのですが。私の言い過ぎかも知れませんが。

【中川委員長】 どうぞ、順番に。

【安田委員】 皆さんがおっしゃっているようなことを私も感じたんですけど、やっぱり、そちらの年代とはちょっと違うかも知れないけど、生駒も住宅がたくさん建って、新しい人がたくさん入ってきて、昔のような意識が今はちょっと薄れているのかなという感じが実はあるんです。やっぱり、お隣同士でもあまりつき合いがないというところもありますし。そういうのは障害者団体のほうもそういう流れになってきて、やっぱりインターネットが発達して情報がたくさん得られる時代になってくると、やはり横のつながりというのが薄くなっている中で、これから覚悟していかなきゃいけないんですけど。この語句を見ると、やっぱりちょっと線引きをされているような感じも受けるんですけど、構想とかそれから条例案の例示とかは、やはりちょっとかた苦しい言葉になってしまうのは仕方がないと思うんですけど、もう少しやわらかい言葉で伝えたらなって、ちょっと。例えば、1番のところでも私たち市民はというのと、市民はってなるのと、その私たちという部分で受け取り方の気持ちがちよっと違うのかなということを思ったんですけど。

【中川委員長】 それは前文の書き方は入れられますよね、私たちは。だから、本条文で……。

【安田委員】 私も前回とか出ていないのであれなんですけど、この書き方が統一されているのかなとちょっと思ったんです。「生駒市は」とか、そういう部分を全部抜かして統一されて、「市は」とか「市民は」と……。

【中川委員長】 言葉の定義はもう終わっています。

【安田委員】 なっているのかと思って。統一されているからここは抜かしてきているのかなとちょっと思ったんですけど。

【中川委員長】 そうそう。定義はもう終わっていますよね。だからそうなんです。

【安田委員】 そしてこの部分を埋める、もうちょっと市民に訴えかける、市民自治活

動ってこんなに大切なものなんだよという、市民がほんとうに、あっ、自分たちがやらなきゃいけないんだな、自分たちの町は自分たちで作っていかなくゃいけないんだなと思わせるような、何か心に響くようなものがもっとあったらいいのかなと思ったんですけど。

【中川委員長】 それは仕方がないことがあって、どうしても長もちさせる法文をつくるわけですから、情緒的な余地があると解釈が非常に振れるということとか、どうしても多様な解釈を許さない、かちつとしたものを作らないかんというところから来る面があります。だから、解説文とかパンフレットとかでその役割を果たしてもらわなきゃあないと思います。

では、金谷さん、まだ御発言ありませんね。

【金谷委員】 私からの意見としては、文章全体の中で、やっぱりコミュニティというのか、地域コミュニティものは似てくるんじゃないかと。行政との関係とか、それから住民自治協議会にしる、まず先に地域コミュニティがきちつとなっていていかないとできんことで、全体にこのほかの町はコミュニティをきちつと入れておられますねんけども、生駒市の場合は、一言も出てきてないですね。

【中川委員長】 それは、わざと……。コミュニティだけだったらNPOが飛んでまうやないかという議論になったんですよ。コミュニティで押さえていたら、NPOとか広域市民活動、飛んでしまうという議論があったから、市民自治活動の中にコミュニティ・プラス・アソシエーションという解釈でいきましょうということやったんです。それで、コミュニティという言葉をもう使うのをやめようということになったんです。

【金谷委員】 何か、市民自治活動というところで1つまとめてますんで、我々はこうして今話し合ってるから、その説明は分かるんですけども、条例として立ち上がって、一般の方がどういう理解をされるか、その辺のところはちょっとどうかなと思うんですけどね。

だから、つくっていく段にはいいんだけども、実際にそれを文書化されて、周囲の方が皆さん、この条例案を見てどういう解釈をしていくかという。そこが大事なことだと思うんです。

【中川委員長】 それは市民自治協議会のところでも、一定のまとまりのある地域においてとか、心豊かな地域をつくるためというところで、後のほうでまた出てくるんですが、地域という言葉がいっぱい出てきます。そこでコミュニティを表現しようとしているんですね、これ。その辺について、前回か前々回に議論になった経過があると思うんで、ちょ

っと思い出してもらえませんか？ どうやったかなというのを。覚えてない？

いずれにせよ、今の議論は行政の役割でしょう。

【事務局】 ただ、前回でも、市民自治の概念が一般的に定着していないため、定義を設けましたと。各地の自治体の事例では、コミュニティという表現を用いているところもあります。より具体的な日本語表現で、共同体意識の形成が可能などというようにここで使ってますよというのが、前回の段階で話に出ています。

【中川委員長】 だから、それである程度確認はできていると僕は思っています。だから、その議論は前回解決済みと理解してもらえませんか。

ちょっと議論を元に戻したいんですが、この話は、生駒市の自治体としての役割を定義している、その解説文が、これちょっとふさわしくないの違うのという話なんです。

【事務局】 解説案のところ、ペンディングで。

【中川委員長】 ちょっとペンディングしてくれますか。条文はこれでいいですね。

どうぞ。

【津田委員】 この解説案のところなんです。ここで一番、今までと違うのは、各地区の自治会やボランティアやNPOなどの色々な市民活動、それを要は支援していくということが市としてありますよということを説明せなあかんわけですよ。そういうふうにしていただきたい。

【中川委員長】 一番最初の御質問がこの問題の根本をなしているわけですが、この2つ目の●です。1つ目の認識を確認する規定というのもちょっと弱いんですけど、2つ目の●が自助とか互助、共助、そして公助ということの原則をうたうべきものではなくて、行政がなぜこういう市民自治活動に対して支援するのか、支援すべきなのかということの説明したらいいん違うかな。自助による市民自治が盛んになるということは、総体的に自治体全体が強くなることであるし、地域社会自体が豊かになることであるという基本認識があるからこそ、公的な支出とか公的支援とかいうのはするべきなんだという、そういう論理でしょう。

ちょっとここに勘違いがあるのは、何でも自助でやんなさい、役所は支援しませんよ、そういうふうになっているわけじゃない。そうじゃないので。自立のために支援しますとか、自治が活性化するために支援しますというのは、公的支出は当然のことだという論理を入れたらいいん違いますか。そのかわり、前のほうの条文で、市民もそれだけの努力をする義務があるでしょうという、それで納得ですね。

何か木で鼻をくくったみたいに、自助なんやから自分でやれと言いながら、市は支援しなければならぬ、どういうことやこれと。自立とか自治の活性化は、当然行政が支援することに大きな意義があるということを説明したらいいと思うんです。公益性がある。

【事務局】 2番のポツ丸がちょっと。

【中川委員長】 2番のポツ丸は要らぬと思うわ。この文章やったら。

それでは、第3の議案に入って一緒に議論しましょう、もう一遍。

市民自治協議会等。

### 3. 市民自治協議会等（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 ここで、生駒市としての考え方というのが示されているわけですけど、その前の、参考になっているかどうか分かりませんが、伊賀市のは少し複雑なんで、これはちょっとだけ解説します。

伊賀市の場合、住民自治協議会というのは、おおむね小学校区単位以下に設置されている協議執行機関です。ですので、独自予算も持っていますし事業も行えます。それから、住民自治協議会等で並び立っている2つの機関があります。第3節の地域振興委員会、これは住民自治協議会を作ることができていない、まだ結成できていませんというところが合併当初発生したわけです。そういうところについては地域振興委員会を作ってあげる、行政が任命をして。それで、住民自治協議会の代理をちょっとしてもらいましょうというやり方です。ですから、住民自治協議会ほどの権限、権能は持っていません。似たような、新市建設計画とか総合計画の策定、変更等については一緒ですけども、それ以上の権限、権能は、この地域振興委員会は持ちません。

それから、住民自治の地区連合会というのは、これは旧の市町村単位の支所ごとにつくる連合体です。だから、生駒市の場合はこの連合会がないわけです。だって、合併自治体じゃないということです。伊賀市の場合、旧上野市、それから阿山町、それから青山町、伊賀町、大山田村、島ヶ原村、合計1市3町2村の合併でしたから、それぞれに全部支所を今、置いているわけです。その旧市町村ごとの支所単位でこの連合会を作っても結構ですと。作ることができるんです。だから、言うたら旧のコミュニティを生かしましょうと。だから、旧大山田村の住民自治地区連合会ということになるわけです。あるいは旧伊賀町住民自治地区連合会になるわけです。その支所単位というのはそういう意味です。これは

合併自治体であったことの経緯を踏まえた仕組みです。もう一遍言います。住民自治協議会は合併した自治体全体の中の小学校区単位以下のところに作ると。以下です。だから、1小学校区に2つできているところもあるはずですが、それをよう作りません、またとても間に合いませんというところは、行政が地域振興委員会というのをピックアップして、推薦とかを各団体が受けてそれを作ってあげるといいます。連合会は、旧地区、市町村単位で作るといことです。

ですので、ごらんいただきたいのは住民自治協議会の第24条から第28条までのこの範囲です。これが生駒市の場合の市民自治協議会にオーバーラップして投影されていると、こう理解したらええかなと思います。

それから、住民自治協議会、生駒市型の市民自治協議会に関しても、先に議論せなかあと思うんですけども、まず、伊賀市の第26条をごらんいただきたいんですが、新市建設計画の変更に関する事項と、これは合併自治体は新市建設計画を持たなありませんので、新市建設計画に記載がなければ合併特例債事業は起こせません。ですので、どの合併自治体も持っています。この生駒市の場合には新市建設計画はありません。ですからこれは関係ありません。次に、市の総合計画の策定及び変更に関する事項ですが、総合計画の中で、当該小学校区区域に非常に大きな影響を及ぼすと思われるのは、公共土木事業とか、あるいは都市計画とかは全部当該住民自治協議会の同意を得なければ実行しません。極めてこれは責任が重たい関係になってきます。ですので、市長がこれについてどうするというところで同意を求めたとき、その同意を与えることができないと言った場合は、当該計画は宙に浮いてしまうということになります。非常に重要な規定なんです。ただ、広域的に1つの小学校区だけじゃないですよというようになったときは、こういう問題に関しては一応、協議して同意、同意ということになるんですけども、幾つかの住民自治協議会が一斉に集まって協議することもあり得ます。

それから、そういう当該小学校区に大きな影響を及ぼすというものだけじゃなくて、市全体にかかわることとか広域的な問題は、これは住民自治協議会個々にかかわる問題でなく市全体ですので、これは今度は議会の責任ということになります。ですので、総合計画のつくり方を2層構えにします。このように、小学校区単位の総合的まちづくり計画は全部下を押さえているわけです。その上に、教育、福祉、文化、都市計画、環境、安全、防災という総合的な市全体に関係する各部門別の計画がばらばらと分野別に並んでいる、そういう2層計画なんです。

これは、今日、多治見市型といって、2層型総合計画というのは普通になりつつありますが、生駒市の総合計画もだんだんその方向に向かっていくんでしょう、多分ね。今、横並びで動いてますけど。ただ、生駒市の場合は、地域別計画はまだできていません。だって、地域別計画をつくる主体が生まれてませんから。それが市民自治協議会なんだよという位置付けなんです。だから、今現在、私も総計審をやっていますけども、分野別の全体計画を今、審議しようと思います。だから、地域別の総合計画をつくる主体はできていない。なので、2層別計画にはまだ入れていません。

そういうふうに理解していただいて議論を進めたいと思います。何やよう分からんという感じやろうと思いますけど、どうぞ。

**【福田委員】** 私は自主学习グループの指導をしている者なんですけど、縦割り行政というものについても、私はそういう感じに受け取ったわけなんですけど、私たちが関心を持っております中で、学習会をここでやっておられますが、生駒市社会教育施設使用料の検討委員会というのを作られているわけです。そこで、使用料をどうするかというところになっているわけです。そして、その使用料を決めますのに、不動産及び維持管理費等がかんがみて使用料を決めていこうということによっておられるわけです。そして、2番目のところで人件費をどうしようかというような段階になっているようなんです。これは私ここでは直接管理しておりませんので、自主学习グループから出ております委員の方からの意見を聞いたわけなんですけど、いよいよ人件費をその使用料の中に織り込むかどうかというような問題に差しかかっていると、そういうことで討議をしている。

そして、私、これをここで持ってまいりまして読んでいましたあたりに、この自治協議会がこの中で、地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供についてというものがうたってありますので、これが決まってくれば、この協議会の中でそういうものももう一遍検討されるのか。そしたら、それが将来できなかつたらもうこれでしょうがないことですが、できていったときに、先に市の行政の進行によって使用料検討委員会がどんどん先駆けしてしまって、後でそれができて協議会というものが生まれたときに、これは、その辺の位置付けはどういうようになるのか。いや、これは別ですよということになるのか、それともそういうものも含まれたものが協議会の中で検討されるという余地があるならば、やっぱり市民に優先されるということが大きな整合性というんですか、その辺のところでどういうふうに考えておられるのかなと、そういうことを質問したかったんです。しかし、今の部会長さんがおっしゃるところで、まだその自治協議会というのが市民間での誕生が、ま

だそこまで煮詰まってないんだというようなことならば、ちょっと私も、またこれ行き過ぎたあれかなと思うんですが。

【中川委員長】　ここで言うてることは、例えば指定管理者を引き受けますとか、例えば地域における公民館の経営を、市の直営ではなく何々小学校区住民自治協議会、市民自治協議会が指定管理者としてその公民館運営を受けて立ちますてなことを言うてきた場合は、それに対してできるようにしてあげなあきませんよと、こういうんです。だから、その料金どうしますとか、人件費受けますどうしますというのは、住民自治協議会がいきなり入るような話にまだなりません。今の話は、全部の施設に関しての話と違います？　そうすると、住民自治協議会がかかわるというたら、当該地区に存在する社会教育施設、一般公共施設等に関して、市民自治協議会としては経営を受けて立ちますとか、いや、直営のまま置いておいてもらえますてなことの協議会として存在するかどうかの問題はあるとしても、まだ存在してないんだから。今の話はあれ違います？　市全体の社会教育施設の話じゃないんですか。私、知らないんですけど。

【事務局】　そうです。だから、施設の使用料を、原則は受益者負担になるんですけど、一部減免とか、そういうふうな形でさせていただいてますんで、それをどうしていくか。逆に、原則に立ち返って、払っていただくべきものは払っていただいて、そういうような活動をしていただくのは別の形で支援していくというふうな形にもっていこうということで、今は使用料の検討をさせていただいていると思うんです。

こちらのほうは、今おっしゃっていただいたように、地域の協議会ですから、例えばその地域の中の公共施設を、先ほどおっしゃったように指定管理で受けると。例えば、そういうふうになってくると、地域の協議会が指定管理者で受けるということは、今までの、市がやっていた管理だけではなくて、地域のいろんな活動のためにそういうような施設を使って活動していくということも、指定管理者を受けていただくことになって、その辺は可能になるかと思うんです。だから、そういうことも含めて、協議会のほうでそういうようなこともしていただけるという規定として考えていただくという趣旨です。

【中川委員長】　だから、こう書いていると思うんです。市は、それまで市が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、市民自治協議会から求められたときは、できる限り市民自治協議会が市に代わって行えるよう配慮することを規定する。だから、私らのほうがやりたいですと言ったら、できるだけやれるように私らも努力しますということです。だから、例えば住民票交付サービスを市民自治協議会で受けて立

ってやりますと。そのかわり1件ずつ300円ちょうだいねとかいって、そういうふうに委託契約を結んでビジネスすることも可能になるわけということです。この場合、サービス提供等に係る経費を支払うなどの必要な措置を講じるということです。これは実例何ほでもありまして、神戸市の長田区なんかでは野田北ふるさとネットという住民自治協議体が、長田の駅前の駐車場、駐輪場の指定管理者を受けて立ってて、年間数百万円の管理料をもらって、そのお金でもって人件費で職員を雇って常駐事務局を作ってます。だから、駐車場の管理人の顔をしながら実際はふるさと町協の活動をしはるんです。市は、それを見て見ぬふりします。そういう事務局機能を備えないと、どんな自治協議会も結局は自立できないんです。自治会が一番苦しんでるのはそれやと思うんです。特定の会長さんとか副会長さんが事実上事務局長をして、へとへとになってはりますやんか。これも、体力もただやし、時間もただやしということで、当たり前みたいに、今はもうそんな時代と違うでしょうと。だから、ビジネス体として自立するという、これをむしろ支援しましょうという趣旨ですよ。ほか、何か疑問点とか。はい、どうぞ。

**【津田委員】** 質問なんですけど、これ、今、基本構想の段階で具体的なことは、詳細は後で決まるのかなというのが、これはこの中でかなり大きな新たな権限といいますか、そういう部分だと思うんですが、その組織の透明性や住民への公開性とか、経済的な事業の透明性とか、その辺というのは詳細のほうに入っていくんですか。

**【事務局】** 当然、今見た6番目にもありますように、そういうことについては当然、透明性、公平性というのは出していかないとイケませんので、それはうたっていきます。

**【中川委員長】** 伊賀市の場合は個別条例に委任せず、自治基本条例、本条例で全部規定しはったんです。だから、あれはたしか五十数カ条か、60カ条近い膨大な自治基本条例になってしまって、その大半は住民自治協議会関係とか、さっき言った連合会関係になっちゃったんです。それはちょっとくたぐたしいということで、名張市の場合は、地域づくり委員会は第23条か、1個だけ載せて、設置条例は今現在作業中です。生駒市もその方向をねらっているんです。そうすると、別途につくるべき設置条例に必ず書かなあかんのは、伊賀市第24条のとか第25条とか26条関係のことを書かなあかんということです。そこに津田さんご心配の24条の5号で組織運営に当たる役員代表者は、地域、性別、年齢、国籍などに配慮し、民主的に選出された者であることという、こういう条項が入りますし、規約があることとか、当然、透明性、公開性というのはその組織原則になってきます。

【津田委員】 ちょっと感じたのは、これ、条例案ですけど、詳細は別に定めるとして出しますよね。そのときに市民側の受けるニュアンスなんですけど、一方で、今自治会組織があります。そことどういふふうにかわっていくのかというニュアンスを受けるわけです。ただ、組織体そのものが大きくなっていっているだけのような印象を受けかねないのかなと。ただ、これまで活動主体として自治会以外にNPOやボランティア活動とか、いろんな事業体、事業をやっている会社の団体とかそういうものが入っていているわけです。その市民自治協議会に関して、先ほどの安全の面とかいろんな部分で、ぜひとも当然、公益の部分が出てきますよと。そのことを言うんですが、と同時に、そこでできるものについてはこういう形できちっと透明性、公開性のあるものなんですよというのが入っていたほうが、より理解しやすいかなとちょっと思ったんです。

【中川委員長】 ほんとうは条文に、それはちょっとうたったらどうですか。この運営に当たっては透明性、公開性は配慮されねばならないとか。

【事務局】 条文の中に？

【中川委員長】 うん。

【津田委員】 それは、非常に基本的なことなのかな。

【事務局】 当然、基本的なことなんですけどね。

【中川委員長】 だから、個別設置条例の中では運営に関する一般指針にしといて、ここには設置の基本的な原則、理念はこっちで明らかにしとったほうがいいかも知れませんね。

これは、あとちょっと御意見いただきたいと思いますが、今西さん、乾さんにお聞きしたいんですけど、警察の立場としたらやっぱり小学校区単位にこういう協議会があって、ぱしっと押さえられているのはやりやすいんでしょうかね、仕事として。

【今西委員】 そうですね。

【中川委員長】 やっぱり、自治会とかが頑張ってくれてないいうところはしんどいですよね。

【今西委員】 そうですね。

【乾委員】 小学校区単位も必要だけれども、やっぱり自治会が主体となってやってもらわんことにはなかなか。

【今西委員】 活動の熱心なところとそうでないところと、やはりいろいろと、活動の内容にもよると思いますけど、地域においてそれぞれ活動の項目というのは出てきて当然

やと思いますし、その中で、自治会だけに限らず、企業であるとか、もちろん行政もそうなんですけど、総括的に1つのいろんなグループといいますか、まとまりができていくと  
いろんな活動をするについても深みが出てくるんですが。

【中川委員長】 生駒市は今小学校幾つだったのか。

【事務局】 12です。

【中川委員長】 12になるんですね。

【安藤委員】 小学校区単位で協議会ができて、自治会みたいに連合いうんですか、包括するような組織ができるんですか。

【中川委員長】 できます、できます。例えば、1小学校区だけでは片づかんというふうな区域的な話がありますね。そういう場合は役所と一緒に、一部事務組合とか広域連合的に、その部分に関して協議体をつくることはできます。伊賀なんか、そんなんごろごろ出てます。事例を言いますと、どこやったかな。島ヶ原やったかな、大山田村やったけ。旧村、たかだか人数2,000から千数百で、基準から言ったら1小学校区なんです。1小学校区やから1個しかできないがなと言ったらえらい怒られまして、何言うてんねやと。ここは山1つ越えたら言葉も違うのやと、1,700人で言葉が違う言うて、伊賀と甲賀は違うんやいうえらい怒られまして。旧小学校、3つありまんねん。だからしゃあないから3つ作ったんです。そしたら、500人ずつぐらいとか、500とか700の人口でしょう。大きい仕事できませんのや。だから、ある部分に関しては、防災とかいうことに関しては、共同防災に関してはその3つが一緒になってやるとかいろいろ出てきました。それは構わないです。

【安藤委員】 その場合、自治会でいう規約みたいなやつは独自性があるんですか。全部で一緒という。

【中川委員長】 それは自分たちで作ったらいいんです。それもようやらんと言うんだったら、役所のほうで助けてくれるしね。連合協議体つくる場合の準則、こんなんで言うてね。それを助けてもらうのが役所なんです。伊賀市の場合ですよ、言っておきますが、あくまで。生駒と違いますよ。伊賀市の場合ですよ。伊賀市の場合は、自治会がまず中核としてありますよね。ここに社協も入ってきます。それからPTA、入ってきます。それから校区防災委員会、それから防犯協議会、ほかに日赤、共同募金会、老人会、子供会、青年団、もう今、青年団はなくなったんですけど、婦人会、大体これが標準セットです。あとはここに、この中核にこれが刺さっているわけです。社協、PTA、防災、防犯、

これぐらいは大きく分けて福祉、教育、安全、防犯、これが一番大きいテーマです。大体こんだけ固まったら大体上がりです。強い協議体、できます。ところが、ここで気をつけないかんの、外国人の人もいてるといふ地域とか。伊賀市の中では外国人居住の比率が20%を越えているところもあるんです、工場があったりして。そういうところは外国人の代表を入れなあかん。在住外国人の代表。それから、高齢者がいっぱいあって過疎になっているところもあるんです。そういうところは、過疎問題あるいは高齢者問題にちゃんと太刀打ちせないかんで、高齢者のそういう問題と太刀打ちしているNPOに入ってもらいます。そういう場合は、そういうNPOに入ってもらって、障害者問題のNPOとか高齢者問題のNPOの団体にも入ってもらおうと。

それから、子供に関しても、子供の意見を代表できる人がおらなあかんやないかと。子供会なんか、現実になくなっていくんです。千何ぼなくなっている。だから子供の意見を代表できるようなNPOに、わざわざ呼んで入ってもらおうというふうな、そういう措置していきます。だから、障害者問題、外国人問題、高齢者問題、子供の問題、その他人権問題、特に同和地区がかかわっている学区があります。同和地区を抱えている学区が、伊賀の場合は大体3割ぐらいはそうかも知れません。そうすると、その同和地区を代表している人とか、そういう同和問題に関してきちっと理解をして意見が言える、そういうのをきちっと枠として入ってもらおう、そういう構造でこれを作るわけです。だから、これで住民自治協議会になるわけです。

その選出枠については、地域の人たちがみんな話合って決めてください。一般原則は、だからこの条例第二十何条かの公平かつ民主的に選出してほしいという、その1項だけです。公平かつ民主的な討議民主主義、公開、公論というこの原則です。常に議論が公に公開されていると。非公開の会議はほとんどない。だから、みんなで議論するところで、役員選出の定数とか基盤とかを皆決めていくわけです。だから、周辺部、郡部の住民自治協議会と上野の中心の住民自治協議会とは微妙に規約が違います。でもそれは構わない。地域の人たちが自主的に決めたことですからということです。ただ、予算とか決算とか事業内容とか全部公開されていきますから、そういう意味では運営はかなりしんどいですよ。だから、常駐事務局、やっぱり要るわということになってきて、その常駐事務局を維持するための経費は、かなり高額なお金がかかるから交付金が出るわけです。人口割、面積割、それから基礎交付金か。基礎交付金はたしか80万やったかな。あと、面積割、人口割で毎年交付金が出ます。

こんだけが大體構成範囲。だけど、しっかりした自治会、強い自治会でしたら、社協も自治会の中の部会でんがな、うちの自治会の福祉部会が社協を兼ねてますがなという自治会もあるんですよ。だから、安全防犯も自治会がやってまんがな。防災、それも自治会がやってます、日赤、共同基金、全部自治会がやってますいうところ、あるんです。そういうところは、ここさえしっかり頑張ってくれて、あと何やってへん、抜けてんのは何なんやいうのだけ、ここで言うてたんや。ほぼそれで市民自治協議会ができ上がる。

今度は、自治会と市民自治協議会の違いは何やねんという話が次、出てきます。その場合、自治会に入るの嫌やいう人も市民自治協議会の中の構成員たり得るわけですから、自治会の会員と会員でない人との間のサービスの格差みたいなのははっきりしていかないとあかんという問題もまた浮上してきますけれども、いきなりこの話へ行くよりも、全く自治会も動いてへん、何もないという地域の穴があいていることのほうが実は恐ろしいと。そっちのほうにもっと危機感を持ってもらいたいということから進めました。むしろ、しっかり自治会が頑張ってはるところのほうが、その問題でかえって悩まれます。住民意識を得てからしっかり頑張ってるねんけど、その中身、全部自治会がやってるやないかいと。しかも自治会、会費取ってるやないかいと。その会費取っている会員と非会員と、どない違うと説明したらええやろうか。いや、自治会主催の懇親会があるんです。市民自治協議会は懇親ばかりやってられませんから。むしろ公共的公益的団体やから、懇親団体違いますからね。だから、懇親のときは自治会にやってもらう、市民自治協議会は関係ありませんというふうになったり、役割分担、それはあります。それはありますけども、仕事を公共的に受けて立つぞとといったときには、自治会ではしんどい。そうですね。そのときは、市民自治協議会が受けて立ったほうがいいと思います。

ですから、本来、昔の自治会が持っていたはずの機能をP T Aで抜いていく、社協で抜いていく、安全委員会で抜いていく、抜き倒してったわけでしょう。それをもう一遍元へ戻すのとよく似てるんですよ。でも、ほんなら自治会が元に戻ったらええやないかいいうたら、これ、せやけど自治会は加入の自由がありますんで。これは全員、加入・非加入関係なし、構成員です。入るいうたら、私は日本国に住みながら日本国民であるのは嫌ですと言われへんのと一緒で。そういうことなんです。任意加入の組織じゃないわけで、それと同じなんです。この地域に住んでいる、いやいや、市民自治協議会に私は入りたくありません、入りたくあるないの関係なしに、あんたはもう構成員なんやいう。自治会、それはあんた任意加入ですという使い分け、ありますね。だから、問題はその執行機関、あるい

は議決機関等に自分が参加する、手を挙げる事がどれだけできるんですかといったらそれはオープンですよというのが、その規約はちゃんと定めないとだめですよと。公平に、民主的にできるように規約が定められてないとだめですよというのが、この条例です。

【乾委員】 それは、先生、自治会の会員数というのは大体、1つの自治会でどれぐらいなのでしょうか？

【中川委員長】 伊賀ですか。伊賀はほとんど、98%。

【乾委員】 セヤから、1つの自治会の会員数。

【中川委員長】 会員数は千差万別です。上野連合自治会なんて、上野市の住民のほぼ98%ですもんね。すごい力持ってます。自治会ということは、団地の管理運営組合みたいなものを見ても自治会いうてるし、上野さんとこみたいに万人単位の連合自治会もあるし。大きい自治会で大体5,000人くらい違いますか。5,000超えとかなり運営がしんどいと思いますよ。

私の地元の豊中の北桜塚自治会は、たしか1万5,000人くらいか。5,000世帯の。中桜塚が1万世帯の約3万人。これ、市内最大の自治会です。

【乾委員】 生駒やったら2,200ぐらいが一番大きいと思います。

【中川委員長】 それが一番よろしいね。適正規模やと思います、二千数百。それでも世帯数からいうたら七、八百あるん違います？

【乾委員】 そうやね。2,000いうたら七、八百の世帯でしょうかね。

【中川委員長】 大体、小学校区単位で区切っていったら、人口的に何ぼになります？  
12？ 12で割ったら何ぼになるかな。

【事務局】 大体1万人です。

【乾委員】 大人だけで？

【中川委員長】 いや、大人も子供も。大方1万。

【上埜委員】 生駒の場合、小学校校区で今丸を打ったようなことは年2回ぐらいの健全育成協議会で子供の健全育成についての話を一番にやっている。

【日高委員】 それ、中学校区単位でね。

【中川委員長】 だから、例えば青少年健全育成なんかいうたら、もう中学校区単位ですよ、大阪府内は。その場合は、だから幾つかの小学校区が合同して健全育成に関する連合協議体を、各市民自治協議会から代表を派遣して、また情報をもらって帰ってきたらいいん違いますか。1万人というたらもう限界ですよ。

【中川委員長】 顔と名前が分かる範囲といつも言うてるんですけど。顔と名前が分かる範囲、つまりデューイが言う面識社会の範囲ですよ。

【乾委員】 1万人になったら、ちょっと。そこまでは大分厳しいの違うかな。

【上埜委員】 そこまでは発展してないというのがいいんやけど。北、中、南とそれぞれ地域性がありますから。

【金谷委員】 それと、これ、市民自治協議会というのは、運営する場合に、費用は会費を取るんですか。

【中川委員長】 当然、交付金をもらわなあきません。

【金谷委員】 交付金と、それから住民からの会費。

【中川委員長】 会費を取るか取らんかは勝手。

【金谷委員】 相当な運営費もそこに負担が出ると思いますよね。

【中川委員長】 その設計も含めて行政がどれだけ払うかです。そこに書いてある行政の負担については、こう書いてあるわけやな。あかん、「前項に関することは別に定める」や。

【事務局】 例示のところでは、上から3つのところに、市は市民自治協議会に対して、職員の派遣、活動拠点施設の整備など必要な支援を行うことができると書いてますんで、まだどこまで支援するというのは……。かなり金額的なものは出てきますやろうけど。

【金谷委員】 そうなってくると、さっきのところでも自助、互助、共助、それから公助というのは、やっぱり・・・。

【中川委員長】 住民自治が活性化するために行政がそれを助けるんじゃなくて、投資をするというふうに理解したらええと思うんです。投資。そこに金かけることによって、先々安全な町、そして問題が起こらない町を作るということは、それだけの維持コストが下がっていくわけでしょう。もめごとの多い町作とったら、行政、意思疎通コストがかかるばかりでやってらんねえって言ったら、課長出せ、部長出せ、市長出せ、タウンミーティングやれ言われとったら金かかってしゃあない。市長も早う死んでまう。ほな、また政治コストがかさむ。また選挙や。

【金谷委員】 そこで、自治会の中にそれらを納めてますよね。それと、この協議会ではやっていきますよね。

【中川委員長】 うん。だから、この組織は会費を取るかどうかも別に、主体的に決め

ることができます。伊賀市の場合は会費取ってる住民自治協議会のほうが少ないと思います。むしろ郡部の場合は、それまでの区長とか区とかを解散して、それを全部住民自治協議会に一本化してしまうと。あわせて、区費を今まで取ってたのを住民自治協議会費に切りかえたというのが多いです。これも都市部で言うたら自治会を解散してもうて、住民自治協議会に一本化しますと。自治会の会費も全部そこへ納めますというやり方があるんですけど、宝塚で一部そんなんありますけども、ちょっと問題があるのは、全員が構成員なのに、自治会加入者だけが払ってきた拠出金を、何でその金払わん連中にまで渡さなあかんねんという議論が起こってしまいます。だから、自治会は中核でやっぱりなってもらわないかんのは事実やけど、自治会は自治会、住民自治協議会は住民自治協議会でやっぱり別々のものであると理解したほうがいいと思います。自治会は公共的団体。これは条例に基づく公共団体。

**【福田委員】**　　ちょっと話が飛びますが、今、テレビとか新聞等でやっている、四季の森が話に出てますね。住民さんが持っておられた家が、市の道路つくるっていうことで。ところが、自治会のほうでは反対しておられる。市が、つまり今のところその位置付けというのは、やはり市の大きなところの力というものがあるでしょうけれど、今こういったものが、自治協議会が出たときにかなり改善されていくんでしょうかね。

**【中川委員長】**　　住民自治協議会の中で議論するところなんですね。公開議論はね。そこで一応、結論を出す。そうすると、行政としては住民自治協議会に結論なり方針を委ねることも可能になりますよね。いや、そんな難儀な話、うちに言わんといてくれというたら、そのことに関する諮問答申権限を返上するということになります。伊賀市の場合は、総合計画における当該地域に関係することについては、当該地域の意見を聞かねばならないし、当該地域の答申を得て計画決定することになってますから、地域の責任、ものすごく重たいです。だから、地域づくり計画が全部でやっぱり、ここやったら10校あるんですか。

**【事務局】**　　12です。

**【中川委員長】**　　12校。12ある小学校のうち、地域づくり計画はできました、この委員会ですと、市民自治協議会ですと決まってきます。だから決まったところから順番に総合計画的に権威づけられていくわけです。承認されていくわけでしょう。またそこから順番に、公共工事は進んでいくというルールは当然働きます。地域づくり計画ができてないところはちょっと待ってください、地元合意ができませんと。地元同意ができてません

から、この計画についてはちょっと発動できませんと、こうなります。

言いたいことばかり言うて、役所にばかり文句言うてて、自分のことでは知らん顔してるっていう、こういうタイプの市民存在というのは、存在すること自体が難しくなってきました。自分自身も地元の人と一緒に話してみても、どうやろうな、どうやろうなと議論しつつ、地域の計画にかかわっていくと、そういう市民的イメージが必要になってきます。たしか、伊賀もそうですし、宝塚もそういうルールに入っているはずですが。地域づくり計画、地域総合計画がない限り、そういう公共土木工事に関しましては後回しにしますと。その中では、公園はこうあるべきだとか、道路はこうあるべきだ、歩道はこうあるべきだとか、全部みんなが夢を語って一般方針を作っていくわけです。それが、住民自治が確立されたあかしですから、そこから順番に予算を優先的に張りつけていくということになります。

ほんなら、何もできへんところはほったからしかいと言ったら違うんですね。なかなかまとまれへん、しんどいいうところは担当職員が一生懸命入って行って、住民自治協議会をつくるためにはこうしたらいいですよ、こうしたらうまいこといきまっせてなことを言うて、コーディネーターとして入っていくという、片一方の支援は動きます。

**【三林委員】** 一定のまとまりのある地域ということに関してなんですけれども、住民自治協議会をつくるに当たって、自分事になるとみんな動きますよね。生駒市全体、奈良県のこと考えんねん言うても「は？」って、生駒市全体を考えんねんと言っても「は？」と言って、自分の住んでる町考えんねん言うても、私なんかはこのすぐ南側の、東旭ヶ丘というところに住んでいるんですけれども、それにしたって地域広いんですね。そしたら、それ全部で今1個の自治会なんですけど、それでも、自治会員の人皆知りません。ほんの限られた人しか知りません。自治会で、ここの地域のこと考えますよと言ったって、「ふーん」という感じなんです。それがもうちょっと狭くなって、そしたらここの半径100メートルぐらいのを考えますよというんやったら、かなり、それこそあそこのここに移動しようや、こうしようやっていうのが、身近なところでやっていけるような気はするんです。今、そんな状態で、小学校区単位でどうやという案みたいに、ここになるじゃないですか。

**【中川委員長】** そこまでは書いてないけどね。

**【三林委員】** おおむねですけど。例示のところです。そしたら、小学校区単位という、例えば、私は生駒小学校という校区なんですけれども、山のほんまに上のほうの宝山

寺とかあっちのほうも全部生駒小学校の校区なので、そしたら、住宅地であるこの辺と、ほんまに山の上のほうといたら、やるのが全然違ってくるんです。そしたら、それは全く一定のまとまりのある地域とは呼べない。そんなもん知りまへんわ、あんな山の上のこととなってきたら大変なことなので、協議会自体があまり機能しなくなってくるんじゃないかと思います。

何が言いたいかというと、まとまりのある地域というのをどう区切っていったらいいんだろうかというのも議論が要るんじゃないかと。

【中川委員長】　　これの書き方です。小学校区程度というからいかん。小学校区程度以下。それ以上大きいしたらあかんということです。小学校区程度以下、だからそんなまとまりのないところは一緒になったらあかんです。別々にしとったらよろしい。山の上とふもとは別々にしとったらよろしい。小学校で御対面するだけで、一緒に仕事できまへんな言うたら分かれたらよろしいねや。別々、はいはい言うて。何ら問題ありません。ところが、社会福祉協議会だとか、PTAだとか、みんな小学校区単位でできてますやんか。それも2つに分けられます？ その地域で。これ分けにくい。小学校区単位で大体できてるよねという組織で固めやすいでしょうという意味です。だから、それ嫌やいうたら分けたらよろしい。日赤もPTAも分けたらいいし、防犯委員会も皆分けたらええやない。実際分けてはるところありますよ、分会いう形で。

大事なのはね、一番肝心なことは地域の代表性を担保すること。これは自治会でなければ絶対無理です。自治会さんやなければ、今おっしゃったように、山の上のほうの意見も言うてくれる地域の班長さんとか、区長さんとかがおられない限り絶対そのことは言われない。これは自治会で担保します。

次に、こういうふうな課題別分野があります。教育に関してはだれが物言う、福祉に関してはだれが物言う、安全に関してはだれが物言う、防犯関係、警察との関係についてはだれが一番きちとつないでくれるし、信頼できるというのも皆別々でしょう。全部それ、自治会におっかぶせてきたけども、もうそれ無理ですやんか。そうすると、今度は課題別の代表性を担保しましょうと。この2つはこれでいけてるんです。こんだけくわえ込めば。

問題は世代別代表性です。特にここ。この代表性が地域では完全に欠落しています。彼らの意見なんて何にも反映されてない。また、反映される回路が切れてしまっている。回路が。だから、この辺の代表性、つまりゼロ歳から十四、五歳ぐらいまでは一体だれが代

表してくれるの。次に、十四、五歳から二十二、三ぐらいのいわゆる前期青年世代の意向というのはだれが反映するのか。その次に、社会に働きに行っていて現実に働きバチに追われてしまっている勤労階層の意見というのはどないして地域に反映するの。実は、この辺のグループまでがぼこっと抜けているんです。これをもう少し回復するための措置を講じるには、今までの自治会、町内会よりもっと若い代表を入れなはれ、もっと若者の意向を吸収しなはれなんていうのは酷な話でしょう、もうこれ以上は。今の自治会、町内会が頑張れるのは、やっぱり団塊の世代が変えていきはった、変えてきはったんでくわえ込むぞというところは、力まだ持っているんだし頑張れるけども、勤労者に対して攻めていくなんで、今の町内会に可能ですか。無理でしょう。学校に攻めていくあれは、学校との連携だっけかなり苦しい状態でしょう。

だから、問題は地域代表制に関して、自治会は完全にカバーリングしてくるからオーケー。課題別代表性については、こういう各種団体をうまくほうり込めばオーケー。問題は世代別代表性だという危機感を持たないとあかんのん違う？ というところから、総合型住民自治協議会システムというのが生まれてきたということです。だから、この3つの代表性だけ頭に入れとけば、うちで何が抜けてんのやろうと考えてもうたらいいん違います？ うちの地域で抜けてるの何やろうと。あっ、気づいたというのが、亀山かどこかであったんです。何が抜けとったんやと言ったら、ぎょうさん外国人の工員さんいてるのに全然相手にせんかったんやと。外国人代表を入れようとなつて、外国人代表が入った途端にうまいこといき始めて。子供の意見を代弁する代表を入れた途端にお祭りが復活したところもあるし。これですよ。ちょっと頭を整理していただく意味で、こっちのこの右の丸ばっかり言うとなら分かれへんけど、これ、左側にグルーピングしたらちょっと見えるでしょうという、そういう考えで生駒市も何とか作りたいたいと思っておられるやに聞いております。間違うてまっか。いや、あんたが勝手に言うてまんねんていうのでは困りますよね。だって、生駒かっけもうすぐ高齢化してきますもんね。

**【事務局】** もう今現在、なってますんで。

**【中川委員長】** もう固定資産税だけではあてにならない。住民税かて市県民税、払ってくれるほうから逆に今度はもらうほうの人が増えていくわけでしょう。今みたいにばかすか好き放題施設作とったけど、こんなもん、メンテナンスかてもう二、三年後にはアウトになってきますわな。反対カーブに入ってきますやん。

**【事務局】** 入ってますね。今までは社会保障を担っていただいている方が、今度はそ

れを使っていたく方にも変わっていきますので。

【中川委員長】 だからといたって、住民かてただ働きはしんどいですやんかいな。やっぱり、地域活動とかそういう地域ビジネスということで、正当なりベートをもらうというビジネスを起こしていかないと。

【金谷委員】 生駒市で、子供さんの地域活動に参加する機会なんかは、どういう形で……。

【日高委員】 市子連があるぐらい。ほとんど加盟してはらへんところ、例えば南小学校区なんかは一個もなしですけど。

【上埜委員】 任意でやっている子供会はようけあります。

【日高委員】 そうそう。任意でやってはったり、個々の子供会で頑張ってはったり……。

【乾委員】 任意の子供会も随分減っているんです。

【日高委員】 減りました。

【乾委員】 うちの自治会でも、僕が自治会長やった当時は70人ぐらいおったんです。今、20人おるかおらんかです。

【日高委員】 子供会？

【乾委員】 ええ。

【日高委員】 1つの子供会から脱退していかはるから、子供会が少なくなって、それが幾つもあったり、それが1つ1つ欠落していくので、市子連がやってはる行事とかで、生駒市全体にある行事に、子供会に加入していない人も来てくださって言うて、市では市子連のやってくれはるのやろうし、みんなが参加できるようになっているんです。例えば、夏に私、市子連主催のソフトボールの、子供会の普通の大会ですけど、7つか8つしかないんです。今年、1つの地域が2つに分かれたから9つになった。ほとんどが南地区の子供会から来てるから、うちなんか萩の台の子供会ですけども、南地区としか当たってないからね。全然ほかと当たらないような状況が起こってきたりして。だから、市全体の子供会に対して市子連がやってくれてはるんですが、なかなかそういうところへ参加するということができないので、ほかの地域での子供会の活動もだんだん、今言っている世代別でもそやし、子供たちがしたいというてやっている子供会の行事じゃないんです。だんだんうちの地域の子供会、市子連には加盟し、脱退しましたが、やってはるけど、役員さんが、お父さんができなくなって、今おっしゃるように勤労世帯やから、お母さん、女性が役員

さんとなって、キャンプしんどいからやめよう、何やらやめよう、今でもとんどはしてま  
すけど、それでもほとんどもうそんなの竹よう切りにいかんからやめようって、親が世話  
ができないからやめようというふうになっている。子供たちがしたいからするんや、した  
くないからやめようという、子供に選択権はないんです。

ただ、子供の、今おっしゃったように祭りでも、うちの地域の祭りでもあるんですが、  
それはいわゆる青年団のOB会、今、うちの村はあるんですが、その人らが頑張って、お  
父さんたちがですね。子供のいる人もいない人も、その子供のために祭りをやるんやいう  
ていろいろな模擬店を出したりしているんですけども、ようやくお父さんが動いてくれて  
やられているという状況があって、子供会自体の活動は大変衰退していつています。お母  
さんは塾にやらなあかん。そのためには働かなあかんという状況が、もう何年も前から、  
今、三林さんが、悲しいことにPTAはあんまり力がありませんと聞いてどきっとしたん  
ですけど、PTAも同じような感覚になっているんであろうというふうに思います。

【中川委員長】 そしたら、時間がちょっと迫ってきていますので、この点に関する御  
意見については、一たんここでとめさせていただいていいでしょうか。

もう一度、きょう出た追加意見というか、ここはこうすべきというのがいっぱいありま  
すから、ちょっとそれをつけ加えて御検討ください。

それでは第4番目、他自治体住民との連携。

#### 4. 他自治体住民との連携（事務局：検討資料読み上げ）

【中川委員長】 これはどの自治体でも、他自治体との連携というのが入ってますかね。  
ニセコ、生野、伊賀、篠山。これは特段御異論のない条文だと思うんですけど、何である  
のというのは確認をしたほうがいいと思います。何でやろ。

【事務局】 市民自治基本条例というのは、生駒市地域というところでの条例ですんで、  
反映されるんですけども、当然、近隣の市町村さんとの連携を図らなかつたら、やっぱ  
りいい成果のあるものでないからだと思うんですけども。

【日高委員】 特に生駒市は、例えばふれあいセンターでもそうですけど、大阪市、大  
東市とか、大阪府の人らにもよう言うてはるし、はばたきなんかでも、奈良市の人がどん  
どん使うてはるし、鹿ノ台の小校区、鹿ノ台小学校なんか、健全育成の話でもそうです  
けど、生駒市でありながら奈良市民との連携が一番大事やと言うてはりますから、やっぱ

りうちだけさえよければじゃなしに、よその情報もいただき、教えてもらい、またあるときには手をつなぎながらというのが、生駒市の地域を考えたら、縦に一生懸命やっっても、横とつながるほうがみたいな、南北よりも東西とか、例えば大阪ととか、そういう形のほうが、四條畷のところもそうですよね。隣が生駒市やけども、もう学校は四條畷小学校やしみたいな、そういうのがあるから、生駒市の地域性から考えて大事じゃないかと私も思いました。

**【福田委員】** この間、市長のタウンミーティングのときには、生駒山麓が70%近くのものだから、これはどうも市民の思いとなっていないんじゃないかと。だから、これを何とかさわらないと赤字ばかり出てというようなことに、おかしな問題が今起こってきて、おかしいじゃなくて、我々もちょっと聞いたら、それは確かに正当性があるなという気にもなるんですが。そういうものもあちこちで起こっていると。そのかわり、生駒の方も地方へ出ていっておられるのでしょけれども、それはほんとうにどこまでが、財政的な問題を考えるとそれは果たして、私もそれ聞いたときに、ちょっとそれはけしからんなど、30%が生駒市で、大阪のほうの他府県の方が70%も利用されているということは、PRが足らんのか、とかいうようなことで反省もしたんですけどね。

**【事務局】** それと、また1つ、防災とかでも考えましたときに、市域の住民自治協議会の中でも、他の自治会、他の市町村の防災、万が一の災害のときの応援態勢等もありますやろうし、こういうこと自体も大切だと思うんですけども。

**【中川委員長】** まず決をとります。この条文があることについて、別に異議のある方はおられませんね。内容についてもよろしいですね。

じゃ、私の見解を述べます。

近隣連携、広域連携とあるんですが、今おっしゃっておられた防災という点では、例えば近畿地方を大激震が襲った場合に、生駒市が奈良市と協定結んでいても何の意味もありません。一緒につぶれているわけですから。ですので、こういう遠隔地協定を結びます。例えば、九州の似たような町と姉妹都市協定、防災協定を結ぶ。北海道と結ぶ。そうすると、ここが壊滅しても向こうから助けに来てくれる。そういう発想もあります。

それから、近隣連携という点では、いわゆる産業連担としても、生駒市における産業開発をするときに、他市を抜きにしては絶対動けないですね。交通網との関係で。だから、生駒が新たにどういう産業的に転身していこうかとするときに、奈良の分析、東大阪の分析、四條畷、ちゃんと見とかないかんわけです。そういう意味で、常日ごろから情報交換

しとかなないと、自分が見えない。そういう意味での近隣連携があります。

それから、もう一つ、ニセコ、生野、伊賀、篠山、いずれも観光都市を目指している都市だということ、これが特徴あります。だから、他市の人と市外の人々を大事にするという思想が書かれているわけです。つまり、この町がどう見えると言ったとき、何やダサイ町でんねんな言われるようでは産業発展しませんよね。だから、他の人を尊重し、他の人の意向という点から、自分とこの町のアイデンティティーを確認していくという作戦がここに込められていると僕は思いますね。まさしく、伝統、歴史、産業、観光ということを考えている町は、これを必ず入れているということです。最近型では、防災を考える町は遠隔地連携という思想を持っているということです。やっぱり、あるほうがええなということです。どうも、何でこんなんあんのんと、普通、ふっと不思議になる条文ですよ。何で他自治体住民との連携なんかせないかんの。うちは自治体やろうかと。他の自治体なんかどうでもいいやんかという思想になるのが一見して自然かも知れんけど、これがあるというのはそういう意味。大変考えさせる教育効果がありますね。

以上で、この4カ条についての一応の点検が終わりましたが、これに残り、あと3分程度ありますが、何か言い足りんこと、つけ加えたいということありましたら。追加意見、ございましたら。よろしいですか。

**【安藤委員】** 私も一市民の立場としまして、タウンミーティングをやっておられますけれども、市民にどれだけ理解されているか、その必要性というのがすごく疑問に感じるので、すべての市民が構成員だということは、しっかりすべての人に対していただいて、何で必要かということを理解していただいて、協力していただくということを周知しないといけないというふうに感じております。

**【中川委員長】** はい、どうぞ。

**【三林委員】** さっき世代別代表というのをおっしゃってましたけれども、この会そのものがそうなんですね。それを最初に、去年始めたときから思っていました。一応、私、保育園の保護者代表ということで子育て世代、子供の分も意見持ってこいよということで、きっと出させてもうてるんやと思うんですけども、それ以上の年齢の方々ばかりですよ。ですから、どうやってもっと若い、ここに来れないぐらいの世代、ほんとうに20代、30代、それこそ10代ですとか、どうやって吸い上げていくのかなと、それが抜けているな、片寄った意見が出なかったらいいんだけどもというのが危惧したところなんですけども。

【中川委員長】 特に生駒市の場合は、それを配慮して、各団体代表を選抜されたわけですね。僕は和歌山県の自治基本条例をお世話してますけど、あそこは完全公募しちゃったんですね。新聞紙上で、僕は乱暴だと言ったことで、逆にブーイングを浴びたんですが、何で乱暴やと言うたら、当たり前の話じゃないですか。暇と金が余っとる連中しか来ないじゃないですか、一般公募でいったら、圧倒的に。そうでしょう。完全公募ってそう なっちゃいますよ。ほなら、やる時間も平日の晩やってるけど、平日の晩でさえ出にくい人もいてる。ほなら土日でやろうかとかいうこと、いろいろ考えないかんけど、完全公募でやっちゃったら、完全に平均年齢70歳近くなる、しかもおっちゃんばかりになってきよるわけですよ。これ、決まり切ってるんですよ、パターンが。だから、いわゆる完全公募というのもある種のフィクションだなと僕は思いますよ。逆に、もっと子供代表の枠を決めて、アフターマティブアクションというのかな、いわゆる少数派という人の指定席をきちっと確保することも大事やと思いますね。ですから、常に自己主張していただきますよう、頑張ってください。

ありがとうございました。

それでは、所定の時間に相なりました。この市民自治協議会については、条文上どういふふう構成するかについてまだ完全に固まったわけではありませんが、きょうの議論で十分イメージとしてははっきりしていただけたかなと思いますので、まだ御疑問とかいろいろあると思いますが、そういう場合はまた事務局に言っていただくとか、追加で議論したいということとか、お申し出くださったら十分可能ですから、その旨をおっしゃってください。

ちなみに、今までの生駒市の市民政策としては、NPO支援型の政策というのか、いろいろボランティアセンターとかいう形でだんだん発達してきているんですけども、コミュニティ型の政策としては、自治会をターゲットとした政策でした。この自治会さん自身の御意向もどうなのかということも聞かなあきませんが、先ほど言ったような高齢化とか、あるいは都市型住民の増加等に対応した自治会の1つの苦しみみたいなのもあると思うんです。そことうまくジョイントしながら、みんなが生き返っていくというような方法を考えないといけない。それがこの総合型市民自治協議会であるべきだと僕は思ってます。一口で簡単に片づくような問題でないし、いろいろ勉強せなあかんこと、まだまだいっぱいあると思いますけども、よいお知恵をいただきたいと思います。

条文というのは、思うほど難しいものではありません。むしろ制度議論をきちっとして

おいたほうが、この会議録が後になって、こんなことを議論してこんな条文になったんだということが大事なことになりますから、解釈上も。そういう意味では、御発言が非常に貴重な財産です。また引き続きよろしく御協力のほどお願いいたします。

どうもありがとうございました。